



平成26年8月22日施行／公金の債権回収業務に関する法務研修（愛知開催）

公金の債権管理回収業務に関する法令と実務

愛知県弁護士会所属：弁護士 田 口 勤

目次

1	債権管理回収の基本	2
	(1) 債権の意義	2
	(2) 債権の発生原因とその消滅までの過程	2
	(3) 債権管理の意味	2
	(4) 債権管理の必要性	2
	(5) 債権の管理回収の方針に関する基本	3
	(6) 法令違反の効果	3
2	債権管理に関する公法と私法	4
	(1) 自治法上の債権	4
	(2) 債権の分類	4
	(3) 公債権	4
	(4) 私債権	6
	(5) 公債権、私債権の区分が問題となる債権	7
3	債権の発生と管理	8
	(1) 債権の発生にあたって	8
	(2) 歳入の調定及び納入の通知	8
	(3) 債権の管理	9
	(4) 送達	9
4	債権の回収に向けた管理	10
	(1) 督促	10
	(2) 強制執行等	12
	(3) 履行期限の繰り上げ	22
	(4) 債権の申出等	24
	(5) 債権の保全	25
	(6) 専決処分	26
5	債権の消滅	27
	(1) 免除・放棄	27
	(2) 時効の特則	28
	(3) 消滅にあたっての注意点	30
6	欠損処理	31

1 債権管理回収の基本

(1) 債権の意義

- ア 債権とは、特定の人に、特定の行為（給付）を請求する権利
- イ 物権と債権
 - 物権…物に対する権利（支配権）
 - 債権…人に対する権利（請求権）

(2) 債権の発生原因とその消滅までの過程

- ア 発生の原因 法令 行政処分 契約 事務管理 不当利得 不法行為
- イ 債権の一生 発生 請求 管理 変更 履行 受領 消滅

(3) 債権管理の意味

督促、滞納処分、強制執行、保全、取立、内容の変更及び債権の消滅に関する事務（国の債権の管理等に関する法律2条2項参照）。

(4) 債権管理の必要性

最判平16. 4. 23 都道占用料相当額の請求権を行使しないことが問題とされた例

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

浦和地判平12. 4. 24 市民税の徴収を怠り時効消滅させた場合の市長個人の責任

被告は、本件補助職員から、市民税の滞納状況に関する事情についての報告や説明を求め、その原因を分析し、これに対する解決策を検討し、必要な人員を確保するとともに、職員が市民税の徴収を怠ることがないように指導監督すべき義務を負っていたというべきである。しかるに、被告は、前示のとおり、市民税の徴収事務については、これを個々の職員に任せており、滞納者の個別的な状況等について、右職員から全く報告を受けていなかったというのであり、被告が徴収事務担当の職員から市民税の滞納状況等について特別に事情説明を求めたり、滞納者に関する情報について報告を受けたり、右情報が被告に伝達されるような態勢を確立するなどして、市民税の徴収を怠らないように本件補助職員に対して適正な指導監督を行っていたと認めることはできないから、被告が本件補助職員による本件各市民税の徴収の懈怠を阻止し得なかったことには、重大な過失があったと認めるのが相当である。

(5) 債権の管理回収の方針に関する基本

経済性、効率性、有効性、合理性、合規性

地方自治法2条14項～17項

- | | |
|----|--|
| 14 | 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。 |
| 15 | 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。 |
| 16 | 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。 |
| 17 | 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。 |

(6) 法令違反の効果

地方自治法2条17項、199条1項3項（監査）、242条1項（住民監査請求）
242条の2の1項（住民訴訟）、252条の37（外部監査）

地方自治法242条1項

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。
--

地方自治法242条の2第1項

普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求
--

2 債権管理に関する公法と私法

(1) 自治法上の債権

- ア 金銭債権（地方自治体の「財産」管理の対象とされる）
- イ 金銭債権以外の債権（反対給付による履行確保、金銭債権へ転換）

地方自治法

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

第240条1項 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(2) 債権の分類

- ア 強制徴収公債権（地方税法の例による滞納処分が可能、231条の3第3項）
- イ 非強制徴収公債権（手数料・延滞金の徴収可能、231条の3第2項）
- ウ 私債権（時効の援用必要、民法145条）

【表1】 自治体が有する「債権」を分類する意味

	債権の種類	区分		滞納処分可否	手数料・延滞金	援用の要否
自治体の債権	「財産」としての債権＝金銭債権	公債権	強制徴収公債権	滞納処分可能	手数料・延滞金の徴収可能	消滅時効の援用不要
			非強制徴収公債権	滞納処分不可能		
		私債権			上記不可	援用必要
	金銭債権以外の債権（公法上・私法上）					

(3) 公債権

- ア 意義
 - 公法上の原因に基づいて発生する債権
- イ 発生原因
 - 法令 行政処分

(参考) 最判昭39.10.29 ゴミ焼却場の設置行為の行政処分性に関する裁判例

行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう

地方自治法

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(過料)

第14条3項

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条2項

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(地方税)

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

ウ 種類

(ア) 強制徴収公債権

① 地方自治法自体に規定された債権（231条の3第3項）

例 地方税（223条）

分担金（224条）

加入金（226条）

過料（14条3項その他）

② 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

例 下水道使用料（地方自治法附則6条3号）

保育所保育料（児童福祉法56条10項）

国民健康保険料（国民健康保険法79条の2）

介護保険料（介護保険法144条）

道路占用料（道路法73条3項）

(イ) 非強制徴収公債権

公債権でも、強制徴収できる旨の法律の規定がなければ非強制徴収公債権。

例 生活保護費返還金（生活保護法63条、78条）

児童手当（子ども手当）返還金

生活保護法

63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

(4) 私債権

ア 意義

私法上の原因に基づいて発生する債権

イ 発生原因

契約、不法行為、事務管理、不当利得

例 母子寡婦福祉資金貸付金等の貸付金償還金

管理職手当不当利得返還請求権（名古屋地判平23年11月30日）

(5) 公債権、私債権の区分が問題となる債権

ア 公営住宅の賃料

最判昭59. 12. 13 公営住宅の明渡請求が認められなかった例

事業主体は、公営住宅の入居者を決定するについては入居者を選択する自由を有しないものと解されるが、事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、両者の間には信頼関係を基礎とする法律関係が存するものというべきであるから、公営住宅の使用者が法の定める公営住宅の明渡請求事由に該当する行為をした場合であっても、賃貸人である事業主体との間の信頼関係を破壊するとは認め難い特段の事情があるときには、事業主体の長は、当該使用者に対し、その住宅の使用関係を取り消し、その明渡を請求することはできないものと解するのが相当である。

名古屋地判昭42. 3. 15 収入超過認定及び付加使用料納付通知の行政処分性

右の使用許可によって地方公共団体と使用者との間に設定される使用関係そのものは、公権力に基づくものではなく、私法上の賃貸借関係であると解するのが相当である。従って、公営住宅の使用関係については、民法及び借家法を一般法とし、公営住宅法を特則として適用すべきものである。

イ 水道料金

大阪高判昭44. 9. 29 破産手続において水道料の法的性質が問題になった例

地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。

東京高判平13. 5. 22 (最決平15. 10. 10 上告不受理) 時効期間2年

水道供給事業者としての被控訴人の地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、控訴人と被控訴人との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、被控訴人が有する水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

ウ 公立病院の診療費

最判平17. 11. 21 公立病院の診療費の消滅時効が3年間とされた例

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

3 債権の発生と管理

(1) 債権の発生にあたって

ア 審査のあり方

- (ア) 本人確認
- (イ) 支払能力確認
- (ウ) 保証人の意思確認

イ 書類の入手

- (ア) 契約書と要綱等との関係
- (イ) 期限の喪失条項
- (ウ) 個人情報の利用に関する同意
- (エ) 遅延損害金の定め

(2) 歳入の調定及び納入の通知

自治体が有する公債権、私債権いずれについても、調定（内部的意思決定の行為）し、納入通知（納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為）をしなければならない（231条）。

納入の通知は原則として納入通知書により行う必要がある（施行令154条）。

地方自治法231条

普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

施行令154条

- 1 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。
- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

(3) 債権の管理

- ア 債権の名称、種類、金額、発生原因、発生年度、調定日、履行期限、時効完成日
- イ 債務者の氏名（よみがな）、住所、生年月日、連絡先、勤務先
- ウ 債務者の家族の氏名、住所、続柄、生年月日、連絡先、勤務先（日常家事債務）
- エ 保証人の氏名、住所、続柄、生年月日、連絡先、勤務先
- オ 担保を含む、債務者と保証人の資産状況（地方税法22条の制約）
- カ 納付日、納付金額、滞納状況、滞納原因、滞納原因解消の見込み
- キ 交渉履歴、年月日、交渉相手、手段方法、交渉内容・結果

(参考条文) 国の債権管理等に関する法律11条1項

歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

(参考条文) 国の債権管理等に関する法律施行令10条1項

- 一 債権の発生原因
- 二 債権の発生年度
- 三 債権の種類
- 四 利率その他利息に関する事項
- 五 延滞金に関する事項
- 六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- 七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- 八 解除条件
- 九 その他各省各庁の長が定める事項

(4) 送達

- ア 公債権は、通常到達すべきときに送達があつたものと推定される。
- イ 私債権には民法が適用され、意思表示は到達しなければ効力がない。

(地方自治法231条の3の4項) 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

(地方税法20条4項) 通常取扱いによる郵便又は信書便によって第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物(第20条の5の3において「信書便物」という。)は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

(民法97条1項) 通隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

4 債権の回収に向けた管理

地方自治法 240 条 2 項

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(1) 督促

ア 督促の意義と督促を行うべき債権の区分

督促とは、期限までに支払わない債務者に、期限を指定して催促すること。

自治体の債権については、公債権、私債権とも、督促する必要がある点は共通。

ただし、根拠となる規定が異なる。その効果にかんがみ、書面で行うべき。

(ア) 公債権の督促 地方自治法 231 条の 3 第 1 項の「督促」

(イ) 私債権の督促 地方自治法施行令 171 条の「督促」

地方自治法 231 条の 3

- 1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(以下、略)

施行令 171 条

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

イ 督促の効果

(ア) 公債権 手数料、延滞金の徴収可（231 条の 3 第 2 項）

(イ) 強制徴収公債権 滞納処分の前提（231 条の 3 第 3 項）

(ウ) 自治体の債権 時効中断（236 条 4 項）

【表2】債権の分類と督促の効果

		「督促」の 根拠規定	滞納処分的前提 法231条の3Ⅲ	手数料・延滞金 法231条の3Ⅱ	時効中断 法236Ⅳ
公債権	強制徴収公債権	法231条の3Ⅰ	○	○	○
	非強制徴収公債権		×民法の催告と同じ	○	○
私債権		施行令171	×民法の催告と同じ	×	○

ウ 督促の時期方法（地方自治法に規定なし）

地方税法では、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならない。

エ 期限の指定（地方自治法に規定なし）

名古屋市債権管理条例5条3項では、20日以内と規定されている。

オ 2度目以降の督促（地方自治法に規定なし）

催告としての効果

民法153条

催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

地方自治法236条

- 1 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（参考）最判昭43.6.27 国税徴収権の消滅時効の中断と民法153条準用有無

金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法31条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治30年法律第21号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後6箇月内に差押等の手段をとったときは、民法153条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。

(2) 強制執行等

ア 強制執行等の措置をとるべき債権の区分

(ア) 私債権及び非強制徴収公債権

私債権と非強制徴収公債権は、督促後、「相当の期間」を経過しても履行されない場合は、つぎの措置をとる必要がある（施行令171条の2各号）。

① 担保権の実行、保証人に対する履行請求

② 強制執行

確定判決、仮執行の宣言を付した判決、仮執行の宣言を付した支払督促、執行証書、和解・認諾調書等

③ 訴訟手続等の裁判所を利用した手続

訴え提起、支払督促申立、訴訟前の和解、破産手続開始申立、調停申立

(イ) 強制徴収公債権

地方税の滞納処分の例による（自治法231条の3第3項）。

施行令171条の2

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

イ 「相当の期間」とは

債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮するべきである。一般には概ね1年（松本英昭著「逐条地方自治法第7次改訂版」980頁）。

ウ 採るべき措置

(ア) 保証人に対する履行請求（施行令171条の2第1号）

① 保証否認、権利濫用、信義則違反等を理由に争いになる事案が多い。

広島地福山支判平20. 2. 21 連帯保証人に対する請求棄却の例

これを本件についてみるに、連帯保証人である被告に対する原告の催告状況は上記認定のとおりであって、賃借人である訴外Aが、平成6年夏頃から、納付誓約書に記載された約束どおりの納付を滞るようになり、その後、新たな滞納分も加わって、平成11年8月25日現在の滞納額は53万7700円、平成12年8月14日現在の滞納額は59万4100円、平成13年9月3日現在の滞納額は99万0800円、平成14年8月7日現在の滞納額は129万3000円、平成15年8月20日現在の滞納額は172万3400円、平成16年12月20日現在の滞納額は226万7000円、平成17年1月17日現在の滞納額は265万3400円と増加したにもかかわらず、被告に対しては、「福山市営住宅使用料（家賃）滞納整理要綱」（甲16）に反して、平成5年12月20日に催告書を送付したのを最後に、平成18年10月11日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外Aの賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないものというべきである。

東京地判平24. 7. 18 連帯保証人に対する請求の一部が棄却された例

原告は、被告松子が自身の権利保護に無関心な連帯保証人であったと主張するが、竹夫は、本件住宅の賃借人で竹夫の母である被告花子の度重なる説得によっても本件住宅から退去しようとしなかったのであるから、きょうだいにすぎない被告松子が竹夫に退去を求めたとしても功を奏しなかったであろうことは確実であって（竹夫が平成二四年五月一日に本件住宅から退去したことは前提事実（21）のとおりであるが、これは、当裁判所が、期日毎に、次回期日までの退去を強く求め続けた結果、弁論終結の直前になって、ようやく退去したものである。）、被告松子には、自らの行動によって連帯保証債務の拡大を防止する余地はなかったと認められるから、原告に、平成二〇年三月末の時点で、被告松子の保証債務の額が通常想定されるよりも著しく拡大する事態が生ずることを防止するため、速やかに訴訟を提起すべき信義則上の義務があったとの上記判断を変更することはできない。

- ② 保証人が弁済した場合は、債権は消滅せず、保証人が債権者に代位する。以後、保証人が債務者に対して権利を行使することになる（民法500条）。

(イ) 担保権の実行等（施行令171条の2第1号）

- (例) 担保不動産競売申立（民事執行法180条1号）→強制競売の規定準用
- 担保不動産収益執行申立（民事執行法180条2号）
- 抵当権に基づく物上代位⇒債権差押命令申立（民法372条、304条）
- 債権質の実行⇒直接取立（民法366条）
- 質権に基づく債権差押命令申立（民事執行法193条、143条）

債務名義は不要だが、担保権が必要。優先的に支払いを受けられるメリット。

(ウ) 強制執行（施行令171条の2第2号）

- (例) 不動産強制競売申立（民事執行法43条以下）
- 動産執行申立（民事執行法122条以下）
- 債権差押命令申立（民事執行法143条以下）

債務名義（判決、和解・調停調書、公正証書（執行証書）等）が必要である。

民事執行法（抜粋）

（債務名義）

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

（不動産執行の方法）

第43条1項 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」という。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

（動産執行の開始等）

第122条 動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で1月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。）に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

民事執行法（抜粋）

（債権執行の開始）

第143条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

（不動産担保権の実行の方法）

第180条 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第43条第2項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

- 一 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法
- 二 担保不動産収益執行（不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

（債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等）

第193条1項 第143条に規定する債権及び第167条第1項に規定する財産権（以下この項において「その他の財産権」という。）を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書（権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、第181条第1項第1号から第3号まで、第2項又は第3項に規定する文書）が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地収用法（昭和26年法律第219号）による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によってするその権利の行使についても、同様とする。

民法（抜粋）

（物上代位）

第304条 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

（質権者による債権の取立て等）

第366条1項 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

（留置権等の規定の準用）

第372条 第296条、第304条及び第351条の規定は、抵当権について準用する。

(エ) 訴訟手続・非訟手続（施行令 171 条の 2 第 3 号）

担保権も債務名義もない場合は、訴訟手続や非訟手続により履行請求しなければならない。

① 訴訟手続

（例）訴えの提起（民事訴訟法 133 条）

給付判決を求める重厚な手続。証拠不足により敗訴のリスクある。

少額訴訟（民事訴訟法 368 条）

60 万円以下の訴えに関する簡易・迅速な手続。回数制限あり。

起訴前の和解の申立（民事訴訟法 275 条）

争いがあったが協議が調った場合の簡易・迅速な手続。

当事者双方が出頭しないと和解が成立しえない。

支払督促の申立（民事訴訟法 383 条）

出頭の必要がなく、大量処理に適する簡易・迅速な手続。

相手方の住所地の管轄裁判所で行い、異議があると通常訴訟移行。

破産手続開始の申立（破産法 18 条）

倒産状態の債務者の財産散逸を防げるが、費用がかかる。

② 非訟手続

（例）民事調停の申立（民事調停法 2 条）

様々な事項を申立の対象にできる。相手が応じなければできない。

民事再生手続開始の申立（民事再生法 21 条 2 項）

破産の場合より回収が増加する可能性はある。手続には時間を要す。

民事訴訟法

（訴え提起の方式）

第 133 条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（訴え提起前の和解）

第 275 条 1 項 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

民事訴訟法

(少額訴訟の要件等)

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

(支払督促の申立て)

第383条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

破産法

(破産手続開始の申立て)

第18条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。
2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

民事調停法

(調停事件)

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

民事再生法

(再生手続開始の申立て)

第21条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。
2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

エ 法的手続等を探らなかったとき

相当期間経過後は違法になる（最判平21.4.28）。

最判平21.4.28市長が不法行為（談合）の損害賠償請求権行使を怠った事例

(1) (最判平16.4.23の判旨【2頁参照】を引用)

もともと、地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実にあたるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。

なお、独禁法違反の行為によって自己の法的利益を害された者は、当該行為が民法上の不法行為に該当する限り、公取委による審決の有無にかかわらず、不法行為に基

づく損害賠償請求権を行使することを妨げられないのであり（最高裁昭和60年（オ）第933号、第1162号平成元年12月8日第二小法廷判決・民集43巻11号1259頁参照）、審決が確定するまで同請求権を行使しないこととすると、地方公共団体が被った損害の回復が遅れることとなる上、同請求権につき民法724条所定の消滅時効が完成するなどのおそれもあるから、仮に、独禁法違反の事実を認める審決がされ、将来的にその審決が確定した場合には独禁法25条に基づく損害賠償請求権を行使することが可能になる（そして、同請求権を行使する場合、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する場合と比べ、主張、立証の負担が軽減される）としても、そのことだけでは、当然に不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことを正当化する理由となるものではないというべきである。

（2） 前記事実関係等によれば、本件訴訟の第1審判決前に公取委がした別件審決は、被上告人5社が遅くとも平成6年4月以降、地方公共団体が発注するストーカ炉の新設等の工事について談合を行っていたとの事実を認定した上で、被上告人5社に対し排除措置を命ずるものであったというのであり（なお、記録によれば、別件審決において、本件工事が、具体的な証拠から被上告人5社が受注予定者を決定したと推認される工事の一つとして挙げられていることがうかがわれる。）、また、本件訴訟の第1審判決は、被上告人5社が談合に関する基本合意に基づき本件入札までに本件共同企業体を受注予定者とする個別談合を行い、被上告人Y1もこれに協力したという共同不法行為の事実を認定した上で、被上告人らに対する損害賠償請求を一部認容するものであった。さらに、市長が本件訴訟の第1審において当初被告とされていたことは記録上明らかであるから、市長は、本件訴訟が原審に係属していたことを知っていたものといえることができ、本件訴訟において証拠として提出された別件審判事件の資料や別件審決の審決書等の証拠資料を容易に入手することができたものと考えられる。

そうすると、仮に、本件訴訟において提出された証拠により、被上告人らによる上記不法行為の事実が認定され得るのであれば、市長は、客観的に見て上記不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を入手し得たものといえることができるのであり、そうであるとすれば、遅くとも本件訴訟の第1審判決の時点では、市長において、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することにつき、格別の支障がなかったものと一応判断されるのである。

ところが、原審は、上記のような事情につき何ら触れることなく、別件審決の確定まで不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことに合理性があると判断したのであって、その主たる根拠として挙げているのも、談合による不法行為に基づく損害賠償請求権が容易に主張、立証が可能な債権というものではないなどといった一般的、形式的な理由にすぎず、本件訴訟に提出された証拠の具体的内容等を十分に検討した上でそのような判断をしたものではない。市長が独禁法25条に基づく損害賠償

請求権を行使することも可能であることは原審の説示するとおりであるが、そのような理由だけで直ちに不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当化することができないことは、前記（１）で述べたとおりである。なお、原審は、別件審決が確定した時点を不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点と解することができるとして、この点を同請求権の不行使を正当化する理由の一つとして挙げているが、前記の事情の下では、市長は、被上告人らに対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知ったものといえることができるから、別件審決が確定していないことは、上記請求権の消滅時効の進行を妨げるものではないといえるべきである（最高裁昭和４５年（オ）第６２８号同４８年１１月１６日第二小法廷判決・民集２７卷１０号１３７４頁参照）。

（３） 以上によれば、被上告人らによる不法行為の成立を認定するに足る証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほか不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実にあたらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

（参考）津地判平１７．２．２４固定資産税延滞金徴収に怠る違法が指摘された例

固定資産税の滞納分に対する督促状を発してから１０日以内に差押えがされないからといって、当然にこれが地方税法に違反するとはいえないが、差押え等滞納処分を取られないために実質的に公金徴収権の確保が図られない場合や、公平を欠き偏頗な徴税行為であるとみられる場合には、地方団体の長はその裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。

（参考）浦和地判平１２．４．２４市民税を時効消滅させた市長の個人責任（再）

被告は、本件補助職員から、市民税の滞納状況に関する事情についての報告や説明を求め、その原因を分析し、これに対する解決策を検討し、必要な人員を確保するとともに、職員が市民税の徴収を怠ることがないように指導監督すべき義務を負っていたといえるべきである。しかるに、被告は、前示のとおり、市民税の徴収事務については、これを個々の職員に任せており、滞納者の個別的な状況等について、右職員から全く報告を受けていなかったというのであり、被告が徴収事務担当の職員から市民税の滞納状況等について特別に事情説明を求めたり、滞納者に関する情報について報告を受けたり、右情報が被告に伝達されるような態勢を確立するなどして、市民税の徴収を怠らないように本件補助職員に対して適正な指導監督を行っていたと認めることはできないから、被告が本件補助職員による本件各市民税の徴収の懈怠を阻止し得なかったことには、重大な過失があったと認めるのが相当である。

被告は、本件補助職員から、滞納者の個別情報について何ら報告を受けておらず、本件滞納者のことは全く覚知していなかったから、被告が、本件滞納者に対して、特別に滞納処分を行わなかったという事情はなく、本件滞納者の本件各市民税の徴収を怠ったことについて故意や過失はないと主張する。

しかし、前記に説示のとおり、被告が市民税の滞納による不納欠損件数及び金額が増加しているにもかかわらず、本件補助職員に対して事情説明や市民税の徴収状況に関する報告を求めて、原因を分析し、徴収態勢を見直すなどの解決策を検討することなく、漫然と現状を維持したままで本件補助職員に対して市民税の徴収を行わせていたことに、補助職員に対する指導監督上の重過失が認められるのであり、被告が本件滞納者に関する個別情報を知らず、また、本件滞納者について特別に滞納処分を行わなかったものではないとしても、このことをもって、被告の右指導監督上の義務違反に対する故意又は過失の存在を否定する根拠とすることはできず、被告の右主張は、採用できない。

3 以上により、被告は、新座市に対し、被告が本件滞納者の昭和62年度分に係る市民税の徴収を怠ったことによって新座市が被った右市民税相当額44万0600円を賠償する責任を負うことが認められる。

オ 法的手続を採らなくてもよい場合（施行令171条の2）

① 徴収停止（施行令171条の5）

規定された場合には徴収を停止できるが、自治体内部の整理にすぎない。

債権の内容を変更するものではない。

② 履行期限を延長（施行令171条の6）

特約又は処分により履行期限を延期すると、債権の内容に変更が生じ、滞納が解消するため、法的手続を採る必要がなくなる。和解、調停等で、期限の利益を債務者に与えた場合も同様。特約等には、条件などを付すべきである（国の債権の管理等に関する法律26条、27条を参照）。

施行令171条の5

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

施行令 171 条の 6

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(参考条文) 国の債権の管理等に関する法律

(履行期限を延長する期間)

第 25 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から 5 年（前条第 1 項第 1 号又は第 6 号に該当する場合には、10 年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第 26 条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第 24 条第 1 項第 1 号に該当する場合、当該債権が第 33 条第 3 項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)

第 27 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

- 二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
- イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
- ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
- ハ 第17条各号の1に掲げる理由が生じたとき。
- ニ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
- ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

(3) 履行期限の繰り上げ

施行令171条の3

普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

ア 履行期限繰り上げの意義と債権の区分

公債権、私債権とも、履行期限を繰り上げるべき事由が生じたときは、これを繰り上げる通知をしなければならない。繰り上げる旨とその理由を記載した「納入通知書」その他「納付書」など書面によるのが相当である。

イ 履行期限繰り上げ事由

(ア) 契約

- ① 期限の利益の喪失約款（国の債権の管理等に関する法律27条2号参照）
- ② 期限の利益を放棄したとき（民法136条2項）

(イ) 法令

- ① 破産者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法137条）
- ② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき（同上）
- ③ 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき
- ④ 相続について限定承認があったとき（民法930条）
- ⑤ 財産分離の請求があったとき（民法947条）
- ⑥ 相続財産法人が成立したとき（民法957条）
- ⑦ 会社が解散したとき（会社法501条1項）

民法

(期限の利益及びその放棄)

第136条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第137条

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(期限前の債務等の弁済)

第930条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第947条 相続人は、第941条第1項及び第2項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

2 財産分離の請求があったときは、相続人は、第941条第2項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

3 第930条から第934条までの規定は、前項の場合について準用する。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第957条 第952条第2項の公告があった後2箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 第927条第2項から第4項まで及び第928条から第935条まで(第932条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。

会社法

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第501条 清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

(4) 債権の申出等

施行令171条の4

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。 |
|---|

ア 債権の届出の意義と債権の区分

債務者について強制執行、破産開始、民事再生開始等を知ったときは、配当要求等債権の届出をしなければならない。公債権、私債権に適用される。

イ 申出事由

- ① 強制執行・抵当権実行による競売 民事執行法51条
- ② 破産手続開始 破産法111条1項
- ③ 民事再生手続開始 民事再生法94条1項

民事執行法51第1項

第25条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第181条第1項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。
--

破産法111条1項

破産手続に参加しようとする破産債権者は、第31条第1項第1号又は第3項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。 <ol style="list-style-type: none">一 各破産債権の額及び原因二 優先的破産債権であるときは、その旨三 劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨四 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨五 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項
--

民事再生法94条1項

再生手続に参加しようとする再生債権者は、第34条第1項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

(5) 債権の保全

信用不安の場合、以下の措置をとる必要がある（施行令171条の4第2項）。

ア 担保提供（保証人）

債権を保全する必要がある場合には、担保提供（保証人）を求めなければならない。しかし、債務者に担保提供または保証人を立てさせるためには、契約にその旨の義務を規定しておく必要がある（保証人につき民法450条参照）。

その義務に違反して担保提供せず、保証人を立てない場合は、「担保を供しないとき」（民法137条3号）に該当し、期限の利益を喪失させることができる。

イ 仮差押え、仮処分

仮差押え	不動産仮差押え	金銭の支払いを目的とする債権を保全するもの
	動産仮差押え	
	債権仮差押え	
仮処分	係争物に関する仮処分	処分禁止の仮処分
		占有移転禁止の仮処分
	仮の地位を定める仮処分	

ウ 上記以外の保全措置

債権者代位権（民法423条）

債権者取消権（民法424条）

時効中断（民法147条）

民法

（保証人の要件）

第450条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

一 行為能力者であること。

二 弁済をする資力を有すること。

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 前2項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

民法

(他の担保の供与)

第451条 債務者は、前条第1項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。

(債権者代位権)

第423条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(詐害行為取消権)

第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

(詐害行為の取消しの効果)

第425条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

(詐害行為取消権の期間の制限)

第426条 第424条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

(6) 専決処分

訴えの提起、和解、調停に関することは、議会の議決が必要である。しかし、議会の議決により指定したものは、専決処分として議会の議決が不要となり、事後的な報告で足りる。

地方自治法96条1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(略)、和解(略)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

地方自治法180条

普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

5 債権の消滅

(1) 免除・放棄

債務免除(債権放棄)とは、債権者の一方的意思表示により、債務を消滅させること。施行令171条の7の債権は、免除することができ、議会の議決を必要としない。それ以外の債権は、96条1項10号により、議会の議決がなければ消滅しない。近年、債権管理条例により債権放棄可能な場合を定めている場合は、その規定による。

地方自治法240条3項

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

施行令171条の7

- 1 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

地方自治法96条1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(参考) 最判平24. 4. 20債権放棄の議決が無効とされた例

地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為(条例による場合には、その公布)という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。もっとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判

手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。

(2) 時効の特則

地方自治法 236 条

- 1 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

ア 時効制度の概要

継続する事実関係を法律関係に高めることで、法律関係の安定をはかる制度。

イ 時効期間（地方自治法 236 条 1 項）

公債権は、原則として5年間。私債権は、様々である。

【表3】主な債権の時効期間

	債権	期間	
公債権	国民健康保険料	2年間	国民健康保険法110条1項
	介護保険料	2年間	介護保険法200条1項
	その他の公債権	5年間	地方自治法236条1項など
私債権	一般債権	10年間	民法167条1項
	商事債権	5年間	商法522条
	定期給付金債権	5年間	民法169条
	診療債権	3年間	民法170条1号
	生産者、卸売商人、小売商人の代金	2年間	民法173条1号
	教育、衣食、寄宿に関する債権	2年間	民法173条3号
	動産損料	1年間	民法174条5号
	確定判決等によって確定した債権	10年間	民法174条の2

ウ 時効の援用・放棄（地方自治法236条2項）

公債権では、時効の完成により確定的に時効消滅し、時効の援用は不要である。予め放棄することもできない。私債権では援用しなければ債権は消滅しない。

民法

（時効の援用）

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

（時効の利益の放棄）

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

（参考）最判昭46. 11. 30国賠請求権は私法上の債権であるとされた例

国または公共団体が国家賠償法に基づき損害賠償責任を負う関係は、実質上、民法上の不法行為により損害を賠償すべき関係と性質を同じくするものであるから、国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は、私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権ではなく、したがって、その消滅時効については、地方自治法236条2項にいう「法律に特別の定めがある場合」として民法145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

エ 時効の起算点（地方自治法236条3項により民法の規定を準用）

公債権・私債権とも、法律上の障害がなくなったときから進行する。

民法166条1項

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

オ 時効の中断（地方自治法 236 条 4 項）

公債権・私債権とも、納入の通知、督促には、6 か月以内にさらに法的手続を採ることなく、絶対的に時効が中断する。

私人が行う「催告」（民法 153 条）は、6 か月以内に法的手続を採らなければ時効中断の効力が生じないのと対照的である。

民法 153 条

催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

民法 147 条

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

カ 時効の効果（地方自治法 236 条 3 項により民法の規定を準用）

公債権・私債権とも、時効の効果は起算日に遡る。

民法 144 条

時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

（3）消滅にあたっての注意点

- ア 保証人がある場合
- イ 破産・免責の場合
- ウ 相続放棄の場合

6 欠損処理

(1) 欠損処理が必要な場合

ア 債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したとき

公債権について時効完成した場合

私債権について時効が援用された場合

法人破産が終了した場合

債権の放棄・免除があった場合

民事再生で弁済計画通り弁済された場合

会社更生、特別清算の手続が終了した場合

給付の訴えを提起したところ敗訴判決が確定した場合

イ 債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められるとき

私債権について時効期間が経過した場合

個人破産が終了した場合

破産免責決定が確定した場合

(2) 手続

消滅していない債権について不納欠損処理する場合は、債権を消滅させる手続を、まず行う必要がある。

以上